**○農林水産省告示第七十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県犬山市大字今井字観音堂一五一の三七、一五一の二六四、一五一の二六六、一五一の二六七、一五一の二七一、一五一の二七二、字古山一の一、一の六から一の一一まで、字篠平三九の三五、三九の三八、三九の三九、瀬戸市巡間町一四七、一四七の一、一四七の二、凧山町一九八、一九九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市出沢字牛馬屋一〇三の一三・一〇七の二（以上二筆国有林）、八六の一、八七、八八の一、八九から九三まで、九五の二、九六の一、九七から一〇〇まで、一〇〇の一、一〇〇の一の一、一〇〇の二、一〇一、一〇二、一〇三の一二、一〇六、一〇七の一、一〇九から一一四まで、一一四の一、字八ノ平一二三から一二五まで、字根岸谷下三二・三二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二、二四の一、二五、二六、三三、三四、三五の二、三七、三七の一、字西沢七七・八七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七〇の一、七八、七九の一、字大荷場七二から七四まで、七八から八五まで、作手木和田字前山二四、二四の一、二五、二八の三、二八の二〇、二八の二二、愛郷字河子石一の一、一の二、二、六の一、一二の三五、一二の三七、黄柳野字前田二三四の二、二三四の三、二三五から二三七まで、二三七の一、二三八の一、二三八の二、二三九、二四〇

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈡　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市川田字本宮五の六四、五の一七五、五の一九五、五の一九七、五の二〇二、五の二〇三、五の二〇五、四谷字峠一三七六の一、一三八五の一、一三八五の三、一三八六の二から一三八六の四まで、作手守義字本郷六六（次の図に示す部分に限る。）、七三の一、七三の二、作手大和田字溝下六〇の一、六〇の二〇、六〇の二四、六〇の二五、六二から六五まで、作手高松字瀬林三六の二、四二、四三の一、字寺貝津一九、二〇の二、二二の一、二二の二、稲木字坊ケ谷一二五一の一二一から一二五一の一二四まで、川路字早滝六の一から六の三まで、字東郷二一の一、須長字雁峰三の一九三三・三の一九三四・三の二二〇七・三の二二一二・三の二二二〇・三の二二二二・三の二二四六・三の二二五三（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、三の一九三一、三の一九三二、三の二二五一、三の二二五二、三の二二五四、三の二二五五、上平井字クロナキ八八三の一（次の図に示す部分に限る。）、八八九の四〇、字万燈八九二の九（次の図に示す部分に限る。）、八九二の五、八九二の一一、八九二の一二、八九二の一四、字ツトカ子八九四の一、徳定字雁峰三の六〇五（次の図に示す部分に限る。）、三の五四九、三の五五〇、三の五五四、三の五六六、三の五六七、吉川字日尻塚二七の一・二七の二・二八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八から一七まで、一八の一から一八の三まで、一九から二六まで、字辺玉四一・四一の一・四二・四三・四四の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四四の二、四五、四五の一、四五の二、四六から五〇まで、愛郷字釜中一五（次の図に示す部分に限る。）、一の一、一の九、五から九まで、九の一から九の三まで、一〇から一四まで、字鹿根二の一二、二五、字宮脇二の六、三の一、四の二、池場字姥ケ塚一九から二一まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、川合字持金一八（次の図に示す部分に限る。）、一七、一九、海老字池ノ島四五、四八、五一、大野字マクスレ一二から一四まで・一六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六、七の一、八、九の一、一一、下吉田字恩田二、五、六、一二から一五まで、一七、一八、富保字道ノ上一の六、二の一、四から六まで、一三、一四、一四の一、一五、一七、字岡道上二、三、三の一、三の三、四、布里字坂下二三・二五・二六の三・二六の七・五八の四・五八の九・五八の二一・五八の四〇・五八の八五・五八の八六（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、一、五、六、七の一、八、九、一二から一七まで、二六の二、二六の八、二六の九、二七、二八、三二の一、三二の二、三三、三四、三六から四六まで、四八から五二まで、五三の一、五三の二、五七、五八の五から五八の八まで、五八の一〇から五八の一二まで、五八の一五から五八の二〇まで、五八の三八、五八の四二、五八の五四から五八の五七まで、五八の六〇、五八の七八、五八の八一、五八の八四、五八の八七、五九から六一まで、六三、六六から六九まで、字若林二、字大林八九、九〇、九七、九八、一〇〇、一〇一、一〇五、一〇六、一一八、一一九、細川字土合一九の三、一九の六、二〇、二一の一、二一の二、二一の七、二三の一、二三の二、二四の一、二四の二、二四の六、二四の八、二八の一、二八の二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び新城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第七十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月十七日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県新城市作手荒原字雁峰一の一九四・一の一九五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の二、出沢字七久保五九の四（次の図に示す部分に限る。）、五九の二五八、五九の二七〇から五九の二八二まで、五九の二八四から五九の二八七まで、五九の三〇七、五九の三〇八、愛郷字河子石一二の三から一二の六まで、一二の八から一二の一〇まで、一二の四一から一二の四五まで、一二の四七から一二の四九まで、一三の一、一三の二、一五の一、黄柳野字黒松九九七、九九八、一〇〇一、一〇〇二、一〇